

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年10月7日

東京都作業部会確認年月日 2019年10月25日

事業名 清掃業務委託

案件名 清掃業務委託について（その1）（特別契約案件）

確認の視点	組織委員会の見解	備考	
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、競技会場でアスリートや観客等に清潔で衛生的な環境を提供するために必要な事業である。 ・したがって、大会に必要な経費として、大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/2 相当額を東京都と国が負担する事業と考える。 		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、大会運営の一環として実施するものであり、競技会場内の状況を把握する組織委員会が一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。 		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、競技会場において、アスリートや観客等に清潔で衛生的な環境を提供するために必要である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、V 3 予算額の内数であり、期間別の人員体制の精査、業務管理費の縮減、一般管理費を計上しないなど効率性に配慮している。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、13 会場の見積書及び入札による清掃業務委託の予定価格（最低見積）、並びに近日中に契約予定の同種の業務委託を比較して単価を確認している。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、アスリートに清潔で衛生的な環境を提供するために必要な清掃業務である。 ・経費の内容は作業経費のみであり、公費負担の対象として適切である。 		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。